

## 入札の公告

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和7年5月9日

八雲町長 岩村 克 詔

### 1 入札に付する事項

#### (1) 契約の目的の名称

- ア 物品（レギュラーガソリン）の単価契約（1リットル当たりの単価）
- イ 物品（軽油）の単価契約（1リットル当たりの単価）
- ウ 物品（A重油）の単価契約（1リットル当たりの単価）

#### (2) 調達物品の名称及び調達予定数量

- ア レギュラーガソリン 41,000リットル
- イ 軽油 77,000リットル
- ウ A重油（八雲町温水プール、八雲総合病院） 350,000リットル

#### (3) 契約の目的の仕様等

- ア レギュラーガソリン 日本産業規格 J I S K2202 2号
- イ 軽油 日本産業規格 J I S K2204
- ウ A重油 日本産業規格 J I S K2205 1種1号

#### (4) 契約期間 令和7年7月1日から令和8年3月31日まで

#### (5) 納入場所

- ア レギュラーガソリン 契約の相手方が指定する給油所
- イ 軽油 契約の相手方が指定する給油所
- ウ A重油 八雲町温水プール、八雲総合病院

### 2 入札参加希望者は単体企業であること。

- ・レギュラーガソリン、軽油については、以下のすべての要件を満たしていること。
- ・A重油については、（1）から（6）までのすべての要件を満たしていること。

- (1) 入札執行の日までの間に、八雲町の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定に基づく指名停止を受けていない者（指名停止を受けている場合においては、入札参加資格審査申請書等の提出期間中にその停止の期間が経過している者を含む。）であること。
- (2) 八雲町の競争入札参加排除基準の規定により八雲町発注工事等から入札参加を除外されていない者であること。
- (3) 八雲町発注工事等からの暴力団排除措置要領第3条第1項に規定する入札参加の排除措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の八雲町競争入札参加資格の再審査結果を有していること。
- (5) 八雲町内に本店、支店、営業所又は給油所を有していること。
- (6) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第27条第1項の規定による石油販売業の届出をしていること。
- (7) 揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和51年法律第88号）第3条の規定による揮発油販売業の登録を受けていること。
- (8) フルサービス給油所又はセルフ給油所として届出しているが、常駐する従業員が給油を行うレーンが併設されている給油所であること。

### 3 入札の参加申請

#### (1) 申請書等

入札参加希望者は、地域限定型一般競争入札参加資格審査申請書に次の書類を添付して提出しなければならない。

##### ・レギュラーガソリン、軽油

ア 上記2の(6)、(7)を証明する書類の写し

イ その他支出負担行為担当者が必要と認める書類

##### ・A重油

ア 上記2の(6)を証明する書類の写し

イ その他支出負担行為担当者が必要と認める書類

#### (2) 提出期間

令和7年5月9日(金)から令和7年5月19日(月)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)を除く。)毎日午前9時から午後5時まで。

#### (3) 提出場所

二海郡八雲町住初町138

八雲町役場総務課

#### (4) 提出方法

持参又は郵送(提出期間必着)によるものとする。

#### (5) その他

ア 資料の作成に要する経費は、入札参加希望者の負担とする。

イ 提出された資料は、返却しない。

ウ 提出された資料は、無断で他に使用しない。

### 4 入札参加資格の審査

この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の5の2に規定する一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者が2に掲げる資格を有するかどうかの審査を行い、その結果を令和7年5月23日(金)までに書面により通知する。

### 5 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、令和7年5月30日(金)までに書面により説明を求めることができる。

なお、書面は次の提出先に持参又は郵送(提出期日必着)によるものとする。

二海郡八雲町住初町138

八雲町役場総務課

(2) 理由の説明は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内に書面により回答する。

### 6 契約条項を示す場所

二海郡八雲町住初町138

八雲町役場総務課

電話番号0137-62-2111 内線214

### 7 入札執行の場所及び日時

#### (1) 入札場所

二海郡八雲町住初町138番地

八雲町役場 第1委員会室

(2) 入札日時

令和7年6月10日(火) 10時00分

(3) その他

入札の執行に当たっては、支出負担行為担当者により、競争入札参加資格があることが確認された旨の地域限定型一般競争入札参加資格審査結果通知書の写しを持参すること。

8 郵便等による入札

(1) 郵便等による入札は認めない。

(2) 電報による入札は認めない

9 入札書記載金額

入札書に記載する金額は、1リットル当たりの入札金額(単価)に、1円の10分の1の位まで記載すること。

10 入札金額等に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の取扱い

入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額(単価)とすること。

なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること(消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。 )。

11 消費税等課税事業者等の申出

落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除とする。

(2) 契約保証金 免除とする。

13 落札者の決定方法

予定価格(単価)の範囲内で、最も低い価格(単価)で入札した者(有効な入札に限る。)を落札者とする。

開札の結果、落札者が決定しない場合は、出席者により直ちに再度入札を実施するものとする。

再度入札の実施は、原則として2回(合計3回まで)を上限とする。

なお、再度入札においてもすべて予定価格の範囲外であった場合は、予定価格に最も近い価格で入札した者と協議を行うものとし、同額入札があった場合はくじにより決定する。

14 契約書作成の要否

必要とする。

15 留意事項

契約単価の変更については、契約書の別紙「契約単価の変更に関する特約事項」により行うことを承知した上で入札参加資格申請を行うこと。

16 その他

- (1) 開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札、八雲町財務規則第132条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 談合情報に対する対応
  - ア 入札に関して談合情報があった場合は、入札の執行の延期または取りやめ、公正取引委員会への通報を行うことがある。
  - イ 契約締結後に入札談合の事実があったと認められる証拠を得たときは、賠償金を徴収し、場合により契約を解除することがある。
- (3) 入札心得その他関係法令の規定を承知すること。
- (4) この入札の執行は、公開する。
- (5) その他入札に関する問合せ先  
八雲町役場総務課  
電話番号0137-62-2111 内線214